

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年6月29日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから6月29日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。

いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。

エンドウさんお願いします。

○記者 共同通信、エンドウです。お疲れさまです。

まず今日の議題でありました、不適切な入札について受け止めをお聞かせください。

○更田委員長 極めて遺憾としかいいようがない。受注が想定される、入札が想定されるだ。もちろん技術的には一般のものというほど広いものではないので、どの程度の技術的内容が可能かどうかであるとか、それから価格として、なかなか価格帯が一般的につかみにくいところもあるので、そういった意味での調査を行うのは当然なんだけれども、契約の適正さということが頭にあれば、当然ながらその仕様書の作成を依頼するなんていうことはあり得ないし。

また極めて、今日ちょっと委員会で言いましたけども、役所だどうだという問題ではなくて、社会一般の契約関係で常識で考えれば分かりそうなことなので、極めて遺憾でありますし、それがまだ調査がこれからではあるんだけど、個人に依拠することなのか、何らかの環境因子があるのかというのはやっぱりこれからちゃんとしなきゃいけないだろうというふうに思っています。

それからちょっとこれ委員会で言うつもりで言わなかったかもしれないけど、あれを要改善事項って呼んでいるところがいかにも役所で、要改善事項というのは普通にやっていることをもっとよくしましょうというのも含めて要改善なんだけど、あれは明らかに不適正なり不適切と呼ばれるべきもので、それをその要改善と呼んでいるところは法令違反ではないからというような説明はありましたけれども、ちょっと説明ぶりにも不満ではあって、さらに起きたことに関しては極めて遺憾だと思っています。

○記者 さらに1点なんですけども、今回の現段階ではあるんですけども、調査の内容を聞いてみると、応札した側への聞き取りをしていなかったり不十分、本当に違法性がなかったというふうに断言するには、ちょっとエビデンスが足りないような気がするんですけど、その点いかがでしょうか。

○更田委員長　そうですね。本当にその不正に当たる行為がなかったのかどうかというのを今日石渡委員からも言及がありましたけれども、それについて十分尽くされているのかどうかというところですが、私、たしか出張へ出る直前にこの話を聞いて、それで先週出張して戻ってきてまたちょっと説明を聞いているんですけども、やっぱりこれからの部分はあるんだろうと思います。

その個人に関わるものについて調べるといふことと、同様の契約に係るその部署での不適切なことがなかったかどうかというものの確認も含めて、これからだというふうに思います。

○記者　ありがとうございます。

○司会　ほかに御質問ございますでしょうか。

ではヨシダさんお願いします。

○記者　毎日新聞のヨシダです。

私も、先ほど入札の関係なんですけれども、委員長がある種一般社会の当たり前のことというふうな表現されていましたが、そういったことがいわゆるチェック機能が働かず、この開示請求があるまで全く見過ごされていたというそのシステム、その規制庁の中での仕組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長　基本的には人の契約に関わる絶対数が足りていないというのはずっと思っています。

つまりこういった請負契約であるとか、委託契約に関していうと、十分なチェック、それから会計に関して十分な経験を持っている人のチェックができるようなシステムがあれば、これは例えば私が元いた組織で言えば、そういった専門的な請負契約等を発注する部署とは別に、契約を専門に見る部署が仕様書の内容までも含めて、かなり綿密なチェックをするわけなんですけれども、正直に言えば今の原子力規制庁の契約に関わる要員からすると、実際の請負契約を必要とする部署と、それから契約部署の双方において、まだまだ私は人が足りない状況が続いていると思っています。

そこで近年、会計部門の強化ということで、人の採用を進めていますし、随分会計に充てるべく、人を採用しているんですけども、まだこの人たち、非常に若い人たちを採っていますので、教育期間中というところでその効果が現れるのがまだまだなんだと思っています。

ですから根本原因としては、契約に関わる人間、契約に関わる目の少なさが根本原因だと私は思っています。

○記者　そうすると、人を補充すればある程度この辺は解決できるというふうにお考えですか。

○更田委員長　一定程度はそうだと思います。結局ダブルチェックであるとか確認をすることが、もちろん共謀して不適切な行為をされてしまったら、それは同じようなことが

起きてしまうわけですけど、一般に共謀して起きるといよりは、こういうのは個人の、例えば、非常に時間がないとかあるいは楽をしたいとか、ショートカットしてしまいたい、バイパスさせてしまいたいというところから起きてしまうことなので、一般にはなるべく多くの目に触れることが大事だというふうに思っています。それには残念ながら要員が足りていない部分というのはあると思っていますので、一義的にはやっぱり十分なリソースを投入するということが、再発の防止には大きな効果を上げるだろうとは思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

ヒロエさんお願いします。

○記者 共同通信のヒロエです。

中国電力の島根3号機の原子炉設置変更許可申請が、補正書が今日出たんですけど、これは審査再開に向けての補正書なのかなと思っているんですけど、受け止めをお願いします。

○更田委員長 島根の3号機について、これは中国電力側の事情もあるんですけども、中国電力が今3号機の審査に割ける要員というのが、解析コード関係の人たちだけは空いていると聞いていて、ですので解析コードの、そのライセンスアビリティといいますか、審査に使えるそのコードの確認作業だけはできるのでやってくださいといわれていて、その部分というのはやろうとしています。

ただし、有効性評価であるとか、その他審査の本編というか、その部分にはまだ入る段階にはないというふうに聞いています。

ただ3号機についても、できるところから始めていくという状態に入っているというふうに認識をしています。

○記者 すみません。今後どういう審査が始まるかというところですけど、本編じゃなくて、その周囲という。

○更田委員長 周囲というか審査に使う解析コードの信頼性等々についての議論に、まず入ろうとしているところです。

○記者 2号機のほうは審査申請から合格までに、7年か長期要したと思うんですけど、3号機はそういうことにはならないということですか。

○更田委員長 それぞれの審査期間というのは待っている時間も含めての審査期間なので、実質的な審査期間がどうであるかって、待っているというのはお互いに待っているという意味で、我々が電力の作業待っているというケースもあるし、私たちがほかの審査に当たっているから待っていたという期間もあるでしょうけれども。

島根の3号機に関して言うとABWR（改良型沸騰水型軽水炉）という炉型から考えると、審査の前例というのはあるんですけども、ただ耐震性のチェック等々は個別に行わな

きゃならない部分もあるので、中国電力が私たちの求めに応じてすぐその審査資料、説明資料というようなものが整うのであれば、7年という期間にはならないだろうし、それから、何よりもそのハザード側の審査は島根の原子力発電所としては終わっているわけですので、そういった意味では、その基準地震動であるとか設計基準津波の議論が終わっているという点からすれば、同じサイトの別号機に対する審査というのは、普通に考えてかなり審査期間は圧縮されるだろうというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますか。

ヤマダさんお願いします。

○記者 新潟日報のヤマダです。

柏崎刈羽原発の特重の補正書についても、昨日5回目でしょうか、が出されたとお聞きしております。これについてもちょっと受け止めと毎度お聞きして恐縮なんですけど、改めて今後の審査の進め方、スケジュール感などについてもお願いします。

○更田委員長 柏崎刈羽6・7の特重については少しフェーズがちょうど変わりつつあるとか段階が変わりつつある状態にあると思っていて、柏崎刈羽6・7号機特定重大事故等対処施設の許可に関しては、かなり何というか、最終的な段階に近づいていると思っています。

技術的なものに関しては、細部について内部の議論をまだ続けているところではありますけども、大きな流れとしては一通りの審査が終わってこれから詰めに入る段階というふうに考えています。

ですから今後さらに補正が必要になるかどうかというのは、まだちょっと今の段階では分からないところがありますけども、終盤に来ているというふうに申し上げられると思います。

○記者 ありがとうございます。

次例えば動きがある、節目があるとしたら何月頃とかって。

○更田委員長 そんなに遠くない段階で、私たちは審査の内容について委員会として説明を聞くことになるだろうと思っています。これがいつになるかというのは余り今日申し上げられるあれではないけど、そんなに遠い話ではないというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それではマツヌマさんお願いします。

○記者 赤旗のマツヌマです。先ほどからあった委託事業の関連で、大変遺憾だというお話でしたけれども、理由を本人がほとんど話していないということで、ただルールがあるのは知っていてルールから外れているのは承知していたということでした、さらにいうと、先ほど伺ったら普通だと思っていたというようなことを発言されているというこ

となんで、委員長その後お話を伺っているかどうか、もし伺ったとしたら受け止めとか、それから制度の人の足りなさについて言及されていましたがけれども、やっぱりその安全文化だけじゃなくて、こういったことに対する人の教育というか、どういうふうを受け止められたのかを改めてお願いします。

○更田委員長 まず、マツヌマさんちょっと細かいようだけど、委託ではなくて、請負契約で、請負であるだけにある意味もっとよくないのかもしれない、委託よりも。

さらに結局人の問題というか、通常であればこれ、要するに技術系の職員が契約に当たっているんですね。当然、技術的な契約である以上は、内容は技術系の職員が承知をしているので、その発注仕様であるとか契約仕様に技術系の職員が関わるのは、これは当然のことではあるんですけど、一方、契約に関しては契約の適正さをチェックするというのが通常組織には、何というか、十分な要因がある場合には、担当課にも会計の一定程度の知識経験を持った人が配置をされていて、さらに契約部門が実際の契約締結に当たってはチェックするということが望ましいんですけども、今先ほどちょっと人が足りていないというのは、今私たちは契約事務に十分な知識と経験を持った職員を各課に配置することはできていないんですよ。

筆頭課には何とか置こうよというような議論を一、二年前にしてたぐらいですから。ですのではなかなかそれが難しいと。じゃあ技術系職員の契約モラルが低いのかということ、そうならないように努めてはいるんですけども、今の組織でこんなことはあってはならないけど、かつての法人のようなどころでは、A社B社C社といった民間から出向してきている職員が、A社B社C社に向けて契約をするというような事務が普通にあったんですね。そういうときって、不適切な行為として最も想像されるのは、出身元に仕様書まで含めて、投げてしまって。それが10年ですとか20年前にそういったことが聞かれていた、恐らくはあったというのは事実なんじゃないかと思っていますけど。それがやっぱりどうしても改められない、残ってしまう部分というのはあるんだと思います。

今回の職員についても技術系で60代の非常勤職員というふうに聞いていますけども、委託契約についても請負契約についても、従来20年前ですとか、もっと緩かった、甘かったのは事実で、その名残というか、そのときの甘さをいまだに引きずっているようなところはあるのかなと思います。

請負契約について言えば、20年、30年前は1社応札であるとか、あるいは偽装請負といったようなことについての指摘というのはずっと緩い時代というのがありましたので、そのときの感覚で今の契約に当たられてしまうと、こういう不適正なことが起きてしまうというのはあることかなというふうに思っています。

○記者 そうすると今後というか、どういうふうに対応されていくんでしょうか。

○更田委員長 望むべくはやっぱり各担当課に会計事務に経験と知識を持った人間はできれば配置したい。それから、本体のいわゆる会計部門にももっと要員をそろえたいと思っています。非常に具体的に言うと、ここ数年、非常に若い経理関係の職員を採用して

いますので、それで今教育を進めているところなので、一斉に、一気にというわけには
いかないでしょうけども、徐々に各課に会計の会計実務に通じた者を置きたいというふ
うに思っています。

○記者 人の教育というのはそういうところを通じてという発想ですか。

○更田委員長 そうですね、それはあるだろうし、先ほどもちょっとそちらの方にお答え
したけれども、1人の目で契約実務が通ってしまう、そしてその上司のチェックも形骸
的なものに、形骸化してしまわないためにはやはり人員の余裕であるとか、その契約実
務にかかる時間の余裕というのは大事だろうというふうに思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

ではまずヤマノさん、お願いします。

○記者 朝日新聞のヤマノと申します。

今日の議題1の地層処分に関する考慮事項についての経産省さんとNUMO(原子力発電環
境整備機構)さんとの意見交換なんですけれども、いわゆるあちらからは、いわゆる考
慮事項について変更してほしいとかそういった御意見はなかったような印象を受けた
んですけれども、そういった意味で今回意見交換した成果についてはどのようにお考え
でしょうか。

○更田委員長 そうですね、恐らくヤマノさんも感じられたんじゃないかと思いますが、
実質的なやり取り、どこで意見の相違があるかとかということではなくて、どちらかとい
うと、共に御挨拶的なような感じで終始したように見えたんじゃないかと思いますが
も、ただ、接点を開いたということなんだと思います。それで、これまでも中深度処分
であるとか第二種埋設、二種埋に関していえば、NUMOからもパブコメを通じて技術的な
意見をもらっていて、今回もこの地層処分に関して意見があるかもしれませんし、い
ずれにせよ実施主体、それから実施主体を監督している経済産業省とは、機会があるご
とにこういった意見交換の機会を持つことは必要だろうと思っています。ちょっと今日
はキックオフという感じなんだろうというふうに思います。

○記者 その上で、今後のこのいわゆる規制当局と地層処分の関わりというかコミットメ
ントの関係なんですけれども、いわゆる住民とのコミュニケーションの重要性みたいな
部分もあるかと思うんですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 そうですね、今日もちょっと委員会で申し上げましたけども、規制当局の
関わり方というのはこれから私たちも考えていかなければいけないんだろうというふ
うに思っています。例えば、かつて原子力発電所に関して地元の理解を得ようとする
ときに、旧規制当局というのは推進当局と一緒にやって、御安心くださいみたいな
ことをいって、あんなのはけしからんではないかと。その反省に基づいて私たちは、
私たちの審査の内容や基準の内容については説明するけれども、その施設の安全性につ
いては事業者が責任を持つてという。これは地層処分においても変わらないだろうと

思いますけれども。ただ、地層処分に関しては、非常に長期にわたる立地に関わる審査であるとか、それから、今後、地上施設や坑道に関しての議論は進んでいくという観点も踏まえると、そうですね、私たちが実施主体となれ合いにならない形で、それから透明性をきちんと確保した状態での私たち自身の社会に対する説明への関わり方というのは検討していく必要があるだろうと思っていますし、規制当局は規制当局としての役割として、社会との関わり方について検討し、また実際に関わっていく必要があるだろうというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、先ほど手を挙げられたササキさん、ハセガワさんの順番でお願いしたいと思います。ではまずササキさんお願いします。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

また内規違反の話に戻ってしまうんですけども、先ほど委員長が、どの組織であってもこういったことは考え、やるべきで、不適切なものだったという御発言があったと思うんですが、確かにそのとおりだなと思う一方で、透明性というのをこれまで発足以来大事にされてきた規制庁として、特にそのほかの行政機関以上に、こういうコンプライアンスというか、求められるところなのかなと思うんですけども、何かそれについて受け止めというか、ありますでしょうか。

○更田委員長 今後の確認であるとか調査についてどれだけ明らかにしていけるかということはあるだろうと思っています。それから、どうしても契約実務に関しては契約実務そのものを最初から表でというのはなかなかそうはいかないだろうと思っていますし、その競争入札の性格からしても、応札される側の利害でというのか、利益は保護されるべき立場にあるだろうと思っていますから、その過程での透明性というのはなかなか確保しづらいと思いますけど、事後での透明性というのは、資料の保存であるとか、プロセスがどれだけ明確に残っているかということを通じて、できるだけ透明性を確保していきたいと思っています。

○記者 それに関連して、今後の調査について、規制庁の方の説明では、今のところ外部の、何か外部の人間を入れて調査をするというようなことは考えてないということだったんですけども、なかなか規制庁としても、そんなに内部調査の経験というのがものすごく蓄積されているわけではないのかなと思ひまして、その外部の目線を入れて調査するというのも大事なのかなと思うんですけども、何か現時点でお考えありますでしょうか。

○更田委員長 やや今日の説明資料に基づく事務局、佐藤審議官の説明だけではなかなかどうかと思うところがあったので、あえてちょっと長官に問うような形のやり取りをしたんですけども、例えばその事業者でこういったことが起きたとき、それが複数の社にまたがっていたり、再発したりしている場合には私たちは、例えばその根本原因分析

であるとか、その組織的要因についての分析を求めているだろうと思うんです。それは自分たちにとっても同じことであって、今後この事例の確認、5年間にわたる事例の確認等を通じて、例えば複数の、別の人によって同じようなことが行われているとか、あるいは当人にとってほかにもあるとかということになってきたら、それはその調査結果の内容に応じて、いろんな分析の仕方があるだろうというふうに思います。外部の目を入れてというのも一つの考え方でしょうし、その以前にまず組織要因について、より普遍化した分析をしてみるということもあるだろうと思います。いずれにせよちょっとまだ調査の結果を待つところはあるだろうというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、ハセガワさんお願いします。

○記者 NHKのハセガワです。

ちょっと話題変わるんですが、ちょっと前になるんですが、直接は聞いていないので、その国賠訴訟の関係で1F(福島第一原子力発電所)のその事故の責任、国の責任を問う、最高裁では国の責任は認められないという判決がなされたということについて、その当日に文書としてコメントは述べているかと思うんですが、今改めてではあるんですけども、伺えますでしょうか。またその受け止め、判決の内容もちょっと、長期評価については少し判断を避けるような形にもなったかなと思うんですが、その辺りも含めて伺えるとありがたいのですが。

○更田委員長 最高裁の判決があって、基本的には文書でお示しをした見解のとおりなんですけれども、その次の会見は、私海外出張していたので、田中委員長代理にお願いをしたので、この機会、このお話をするのは初めてになると思います。

まず、国の責任という、事故に対する国の責任という言われ方をしてしまうことが多いんですけど、あの判決はあくまで賠償に関してのものであって、事故に至ってしまった国の責任というのは、当然国会事故調や政府事故調、IAEA(国際原子力機関)や諸外国の調査、分析が厳しく指摘しているように、明らかに当時の規制に問題があったと、これはもう衆目の一致しているところで、であるからこそ、国会ではそれを受けて幅広い議論が行われて、原子力安全保安院は廃止をされ、それから原子力安全委員会も廃止をされた上で原子力規制委員会が設置をされた。

ですから私たちは、1F事故の発生に至る事故に対する反省に基づいてつくられた組織ですので、国の責任の果たし方として、よりその規制という意味での国の責任の果たし方に関しては大きな問題があったことは明らかで、それを解決しようとしている。ただ、新しい組織ができたなら解決したという、そんな簡単なものではなくて、私たちは今、解決、改善の途上にある。さらに、解決というのはずっとないだろうと思っています。とにかく改善をし続けなきゃいけない。ただ、当時の規制当局とは違って、私たちはバックフィットであるとか、様々な意味で強い権限を与えられていますので、その権限を

きちんと行使することが大変重要なんだと思っています。

特に今回の判決を受けて申し上げれば、今後とも規制委員会は、自然ハザードに対して、地震、津波、火山であるといった自然の声に耳を傾けるということに関して、注意深く、細心の注意を持って知見の収集に努めて、参酌すべき情報はきちんと参酌をして、基準の強化なり要求なりを行っていくのは、これは私たちの責任だと思っています。

さらに東京電力福島第一原子力発電所事故についていえば、例えば私たちは今事故の分析を進めていますけれども、事故の分析等を進めることなどによって、事故のことを決して忘れない組織なんだということは、様々な努力を通じて組織に事故の記憶を吹き込む努力をしなきゃいけないんだろうというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。解決、改善の途上にあるというところで、やはりその不確かなリスクに対してどう向き合うかというようなところがやはり改めて問われたところでもあったのかなど。それをこれまで技術情報検討会なりでスクリーニングしてみたいな、その試みをされているかと思うんですが、その知見の収集ということについて、現状として規制庁としてできていること、また課題になっていること、その辺りどうお考えですか。

○更田委員長 これはもう既に議題等々で触れておられるので気づいておられる方もおられるかと思うんですけども、事故って、通常運転状態から、それから異常過渡、いわゆる従来の設計基準事故、後段のシビアアクシデントと言われるもの、より厳しい状態、より後段の事態が進展した状態になればなるほど、不確かさは大きくなって、どう展開するかにも幅が出てきます。単に例えば事故、従来の呼んでいた設計基準事故と呼ばれるようなものだったら被覆管にクラックが入ります。様々な入り方、破裂の仕方とかクラックの仕方とか、いろいろ技術的にはあるけれど、それでもそこでそこから受ける影響って割とシンプルではあるんだけど、シビアアクシデントになると、いまだにその1F事故で何が起きたのかって私たち議論しているぐらい様々な進展を見せるわけで、言い換えると、不確かさがすごく大きい。じゃあ、この不確かさが大きいものに対して私たちはどう規制しようかと、対策を置こうか。様々な想像力を働かせていろんな対策を求める、こうなったらどうなる、どうなったらこうなる。ただ、どんどんどんどん後段のものになるにつれて、起きる現象も不確かなものになるし、対策の効果も不確かなものになってくるんですね。そうすると悩ましいのは、不確かな現象に対して、とにかくこれはないよりあった方がいいという効果を、対策を要求すると、その対策が十分なものであるかどうかについての説明責任が発生するという仕組みになっていて、不確かな現象に対して、あったほうが間違いなくいいだろうと思われる対策なんだけど、それで十分かどうかを説明するというのは技術的に大変難しい。そうするとだんだん後半の対策に関して、規制当局ってどうしても要求しづらくなってきてしまうんです。これで十分だってならないものだから。かといって青天井になるというのは要するに、青天井の要求というのも、どこまでが青天井で、そうでないのかも説明するのは難しい世界ですの

で。ですから、後段の対策の要求の仕方、ないしは、要求というより、もっといえば実現の仕方ですね。各国規制当局ともこれは悩みで、要求という形ではなくて、もうとことん事業者と議論をして、自主的な対策という形で実現してもらっているというようなケースもありますけれども、後段の対策の実現させ方の難しさというのは、1F事故前にシビアアクシデント対策を結局事業者に委ねてしまった原因にもここら辺がある、一つの要因はここら辺にもあると思っているので、こういったその不確かな現象に対する対策の実現の仕方というのは、まだまだ悩ましいと思っています。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—